

## 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号

137

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05\_教育・文化

提案事項(事項名)

地方スポーツ推進計画の廃止

提案団体

広島県、全国知事会

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

地方スポーツ推進計画の策定における負担軽減のため、計画策定に係る規定の廃止を求める

具体的な支障事例

スポーツ基本法第10条では、地方スポーツ推進計画について「地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする」とされている。

一方、平成30年10月23日付けスポーツ庁次長通知(30ス庁第464号)によると、『地方スポーツ推進計画』を策定していない市区町村が相当数に上っていることから、都道府県においては、当該市区町村に対して積極的な対応を促すこと」とされており、実質的に計画策定を義務付ける規定となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方自治体の業務効率化

根拠法令等

スポーツ基本法第10条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、寝屋川市、高知県、五島市

—

各府省からの第1次回答

スポーツ基本法は超党派の議員立法により成立したものであり、国、地方公共団体、スポーツ団体、民間事業者等に共通する基本理念(第2条)や、関係者相互の連携・協働(第7条)について定めている。

地方スポーツ推進計画は、その地方の実情に即したスポーツの推進を図るためのものであり(第10条)、独立した行政分野のまとめりであるスポーツ行政について、計画的な行政を遂行する上で基盤となるものである。また、国の計画を参酌した計画策定の努力義務は、教育基本法に基づく地方の教育振興基本計画や文化芸術基本法に基づく地方文化芸術推進基本計画と同様である。

スポーツ庁は、国としてスポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する立場から(スポーツ基本法第3条)、各地方公共団体に対し地方スポーツ推進計画に関する適切な対応を求めているが、計画の

内容や策定手続について遵守すべきルール等を設けているわけではない。

計画策定に関する負担軽減については、令和4年度からの第3期スポーツ基本計画において、「地方スポーツ推進計画を改定・策定するに当たっては、第3期計画の記載事項を形式的に全て踏まえる必要はなく、各地域が有するスポーツ資源等を十分に踏まえた上で、各地域における課題解決等に「スポーツの力」がどのように寄与できるのかを検討した上で、各地域の実情に応じた地方スポーツ推進計画となることが望ましい」「市区町村が地方スポーツ推進計画を策定する際には、近隣の地方公共団体と協力しながら策定することも含めて、各地域の実情に応じて適切に判断されることが望ましい」(本文78ページ)と記載しており、現状でも地方公共団体の負担に一定の配慮している。

ただし、既に一部の地方公共団体において実例があるとおり、現行法は必ずしも形式上スポーツ単独での計画策定を義務付けるものではないと解されることから、今回の提案を踏まえ、市町村等に対し、単独のスポーツ推進計画ではなく、地方公共団体の総合計画等においてスポーツ行政を位置付けることを含め、地域の実情に応じたより負担の少ない計画の策定方法等について、通知の発出等により周知することとしたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

平成30年10月23日付けスポーツ庁次長通知(30ス庁第464号)においては、「単独の計画を有さず、他の計画においてスポーツ分野を盛り込んでいる地方公共団体にあつては」「必要に応じ、単独の計画の策定を含めて検討を行うこと」とされていた。一方、第1次回答では、「市町村等に対し、単独のスポーツ推進計画ではなく、地方公共団体の総合計画等においてスポーツ行政を位置付けることを含め、地域の実情に応じたより負担の少ない計画の策定方法等について、通知の発出等により周知することとしたい」とされており、市区町村等の負担に一定の配慮をいただいたものと認識している。

しかし、計画の策定は、本来、地方公共団体の自主的判断に委ねるべきものであるにもかかわらず、地方公共団体に対し、計画の策定を求める姿勢には変わりがないことから、引き続き、地方に対する「実質的な義務付け」を解消するため、計画策定に係る規定を削除することを求めていく。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 地方六団体からの意見

##### 【全国知事会】

国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、政策実施の方法などの見直しを行うこと。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

計画という手法でなくても、地方公共団体が法律上の規定に沿って施策を講じれば、地方スポーツの推進という目的は達成できるのではないかと。

議員立法であっても、成立すれば執行は各府省で行うものであり、現在第3期目であることも踏まえ、今一度状況を検証し、地方公共団体において執行上の支障が生じているということであればそれに対応していただきたい。

#### 各府省からの第2次回答

スポーツ庁は、国会の意思として示されたスポーツ基本法に基づく施策を推進する立場であり、同法に基づく地方スポーツ推進計画の策定は、独立した行政分野のまとまりであるスポーツ行政について、その計画的な遂行

にあたり基盤となるものであることから、引き続き重要なものであると考えている。

一方で、現行法上、計画の策定は努力義務であり、策定していない市町村に対し、策定を個別に指導しているものではない。また、策定しないことをもって、当該市町村に対し、国の事業等において不利益が及ぶものではない。

平成30年の通知については、法令の範囲内で発出したものであるが、ご提案を踏まえ、地方公共団体の受け止め方にも留意し、現行法は必ずしも、スポーツ分野単独での計画策定や数値目標を定めた計画を求めているものではないこと、地域の実情に応じたより負担の少ない計画の策定方法等について、改めて通知の発出等により周知することとしたい。

## 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

外務省、文部科学省 第2次回答

管理番号	131	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	05_教育・文化
------	-----	------	--------------	------	----------

## 提案事項(事項名)

日本語教育推進に関する地方公共団体の基本的な方針の廃止

## 提案団体

広島県、宮城県、全国知事会、中国地方知事会

## 制度の所管・関係府省

外務省、文部科学省

## 求める措置の具体的内容

日本語教育推進に関する地方公共団体の基本的な方針の策定を法律で求めないこと、また県が方針を定めることで市町が方針を定める必要がなくなることを求める

## 具体的な支障事例

地域の実情に応じた日本語教育を推進することが地方公共団体の責務であり(日本語教育推進法)、敢えて基本方針の策定について規定する必要はない。(当県では、日本語教育を推進するための「地域日本語教育の総合的な体制づくりに向けた当県アクションプラン」を策定済である。)

また、当県アクションプランは市町の役割分担や取組状況を記載していることから、市町ごとの基本方針策定の必要はない。

このほか、国の基本方針の見直し(概ね5年ごと)に応じた地方公共団体の基本方針見直しが必要となるが、そもそも、地方公共団体は国の政策やそれぞれの地域の実情に応じてより柔軟に見直し行うべきである。(当県アクションプランは概ね3年で見直し)

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地方自治体の業務効率化

## 根拠法令等

日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第48号)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

仙台市、豊橋市、岡山県、宮城県

○日本語教育について、何らかの方針を定めることは必要であるとする。日本語教育に関する個別の方針の策定でなくとも、上位計画での位置付けも可とすることが望ましいと考える。

○当県は日本語教育推進法に基づく基本方針について、既に策定済であるが、市町村については、総務省通知の「地域における多文化共生推進プラン」も未策定や市町村の総合計画に位置付けているのみの自治体もある中で、日本語教育推進だけを取り出した形となる基本的な方針の策定を求めるのは困難である。

## 各府省からの第1次回答

日本語教育の推進に関する地方公共団体の基本的な方針については、令和元年に制定された「日本語教育の推進に関する法律」において、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、努力義務とされたものである。

同法はいわゆる議員立法により制定されたものであり、政府の判断で一方向的に当該努力義務を廃止等することは困難であると認識している。

(参考)日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第四十八号)

(地方公共団体の基本的な方針)

第十一条 地方公共団体は、基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする。他方で、本方針の策定は、地方公共団体に対する努力義務として位置づけられており、地方公共団体の判断で策定されることが望まれるものであるが、他の計画と一体化する等の対応は否定されておらず、各都道府県、市区町村において、地域における多文化共生推進プランや地方公共団体の総合計画等、関連する計画や方針と一体として日本語教育の推進に関する基本的な方針を定めることで当該努力義務を果たすことも考えられる。こうした旨を地方公共団体向けの会議等において、丁寧に周知してまいりたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

いわゆる議員立法で成立した経緯は承知しているが、計画策定への負担軽減、実務推進への注力を目的とした提案意見であり、まずは議員立法か否かという固定観念にとらわれない柔軟な対応・検討をお願いしたい。また、内容的にも地方公共団体の責務や方針策定などの地方公共団体に関係する箇所については、いわゆる議員立法ではない他の法律と大きな違いはないとの認識であり、政府が国会等で丁寧な説明を行うことにより、法律を改正することも可能なのではないかと考えている。

なお、仮に法改正が困難な場合は、実務推進に注力できるよう、国の基本方針等において、広域自治体と基礎自治体の役割を明確化するとともに、都道府県が作成する計画等において市町村の役割等を記載する場合には市町村ごとに基本方針を策定する必要はない旨明確にしていきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

## 【全国知事会】

国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、法令や政策実施の方法などの見直しを行うこと。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応していきたい。

都道府県や市町村それぞれの地方公共団体としての役割が国の基本指針においても明確化されておらず、地方公共団体に基本方針を策定させようとする意図が見えず、基本方針という手法でなくても、地方公共団体が法律上の規定に沿って施策を講じれば、日本語教育の推進という目的は達成できるのではないかと。

議員立法であっても、成立すれば執行は各府省で行うものであり、地方公共団体において執行上の支障が生じているということであればそれに対応していただきたい。

## 各府省からの第2次回答

地方公共団体における日本語教育の推進に係る取組の進捗は、地域によって大きく異なるのが現状で、令和元年の日本語教育の推進に関する法律の制定及び令和2年の日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針の閣議決定を踏まえて、地方公共団体における体制の整備や基本的な方針の検討が始まったばかりである。

このような現状の中、各地方公共団体において、地域の実情に応じた日本語教育を体系的に推進するためには、地域の実情をどのように分析し、これに基づき何に重点を置いてどのような施策を進めるか、関係者を幅広く巻き込んだ議論を行い、中長期的な見通しを持った取組の推進が必要であることから、取組の加速化が求められる現段階で、地方公共団体における基本的な方針策定の努力義務を廃止することは困難であると認識している。

その上で、文化庁としては、日本語教育の推進のために、広域自治体と基礎自治体に求められる役割、これに基づき基本的な方針の中で定めることが望ましい事項を取組事例も含めてお示しすることについて、今後、有識者や地方公共団体からの意見を聞きつつ検討してまいりたいと考えている。

また、基本的な方針の策定は、法律上、地方公共団体に対する努力義務として位置づけられており、各地方公共団体の判断で策定されることが望まれるものである。このため、①他の計画と一体化する等の対応も可能であり、「多文化共生の推進に係る指針・計画」等、総合的な関連する計画や方針と一体として方針を策定することも考えられる。さらに、②都道府県と市区町村が、連名により1つの方針を策定することや、③都道府県において、市区町村の実情も踏まえた域内における地域の方針を定め、市区町村がこれに基づいて施策を実施することも可能であると考えている。

文化庁としては、都道府県や市区町村がそれぞれ単独での方針策定を求めるのではなく、このように柔軟な形で策定することで方針策定に係る負担の軽減を図ることが可能である旨を地方公共団体向けの会議等において、丁寧に周知してまいりたい。

国としては、制度の改善に向けて、地方公共団体へのヒアリングを実施するなどして、実態に即した形で、地方公共団体におけるさらなる負担の軽減に努めてまいりたい。